

利根川下流総合管理所廃棄物回収業務 仕様書

第1節 適用

本仕様書は、独立行政法人水資源機構利根川下流総合管理所が発注する「利根川下流総合管理所廃棄物回収業務」（以下「本業務」という。）に適用する。

第2節 業務内容

本業務は、利根川下流総合管理所にコンテナ（5 m³）を設置し、集積された産業廃棄物の収集運搬及び処分を行うものである。

第3節 施行場所

- ・独立行政法人水資源機構 利根川下流総合管理所
茨城県稲敷市上之島3 1 1 2 番地

第4節 履行期間

令和9年3月12日までとする。（廃棄物の回収は令和8年12月18日まで）

第5節 施行予定数量

年2回を予定（回数は予定であり、契約数量を保証するものではない）

第6節 契約金額

第5節の予定数量を基にした、当該見積単価（1回あたりの単価。税抜き。）とする。

見積額＝1回あたりの単価（税抜き）×2回

第7節 提出書類

廃棄物を収集した際に廃棄物の種類及び数量を明記した収集伝票（任意様式）を提出すること。廃棄物の処理後80日以内に、マニフェストを提出すること。

第8節 支払方法

受注者は、履行確認後（マニフェストの提出後）、都度請求書を提出し支払うこととする。発注者は、

請求書の受領後30日以内に支払うものとする。

第8節 施行留意点

本仕様書に定めるほか、担当職員と十分協議しながら作業を行い、また担当職員の指示に従うものとする。なお、本仕様書に定めのない事項については、協議により決定するものとする。

以 上